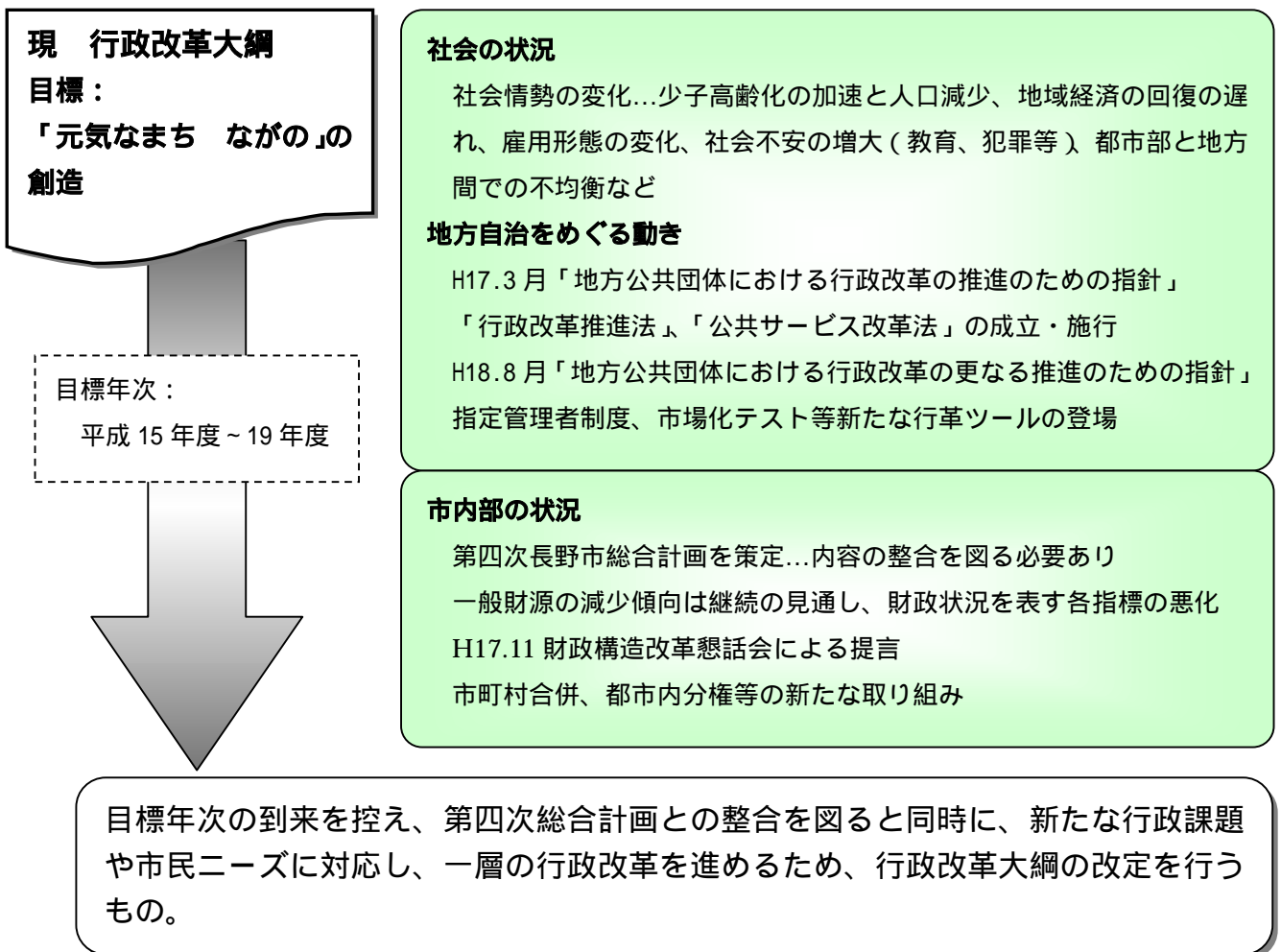


行政改革大綱の改定について（概要）

1. 改定の経緯



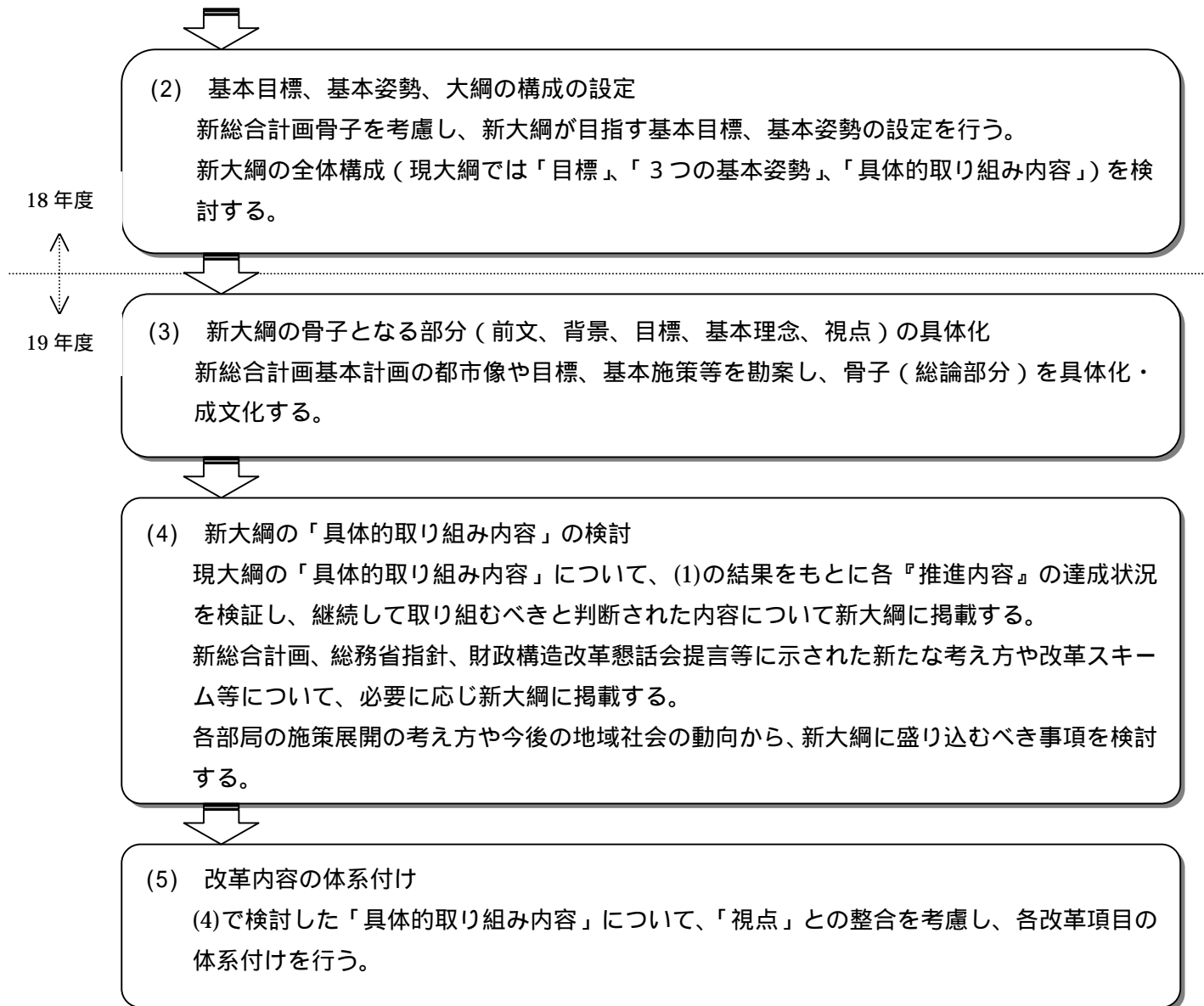
2. 大綱改定の基本方針

現大綱をベースに、新総合計画の目標・視点等を取り入れ、整合を図る。
新総合計画をはじめ、総務省指針、行革関連法、及び長野市財政構造改革懇話会提言に示されている新たな視点や改革のスキームについても検討し、内容に盛り込む。
長野市行政改革推進審議会と協働し、改定の過程において市民の意見を取り入れながら進めることとする

3. 改定の基本的な進め方

(1) 現大綱の検証

記載内容を総点検し、内容の古い箇所、表現を変更すべき箇所等の洗い出しを行う。
「具体的取り組み内容」の各項目について、関連する各部局と連携して取り組みの成果を検証する。



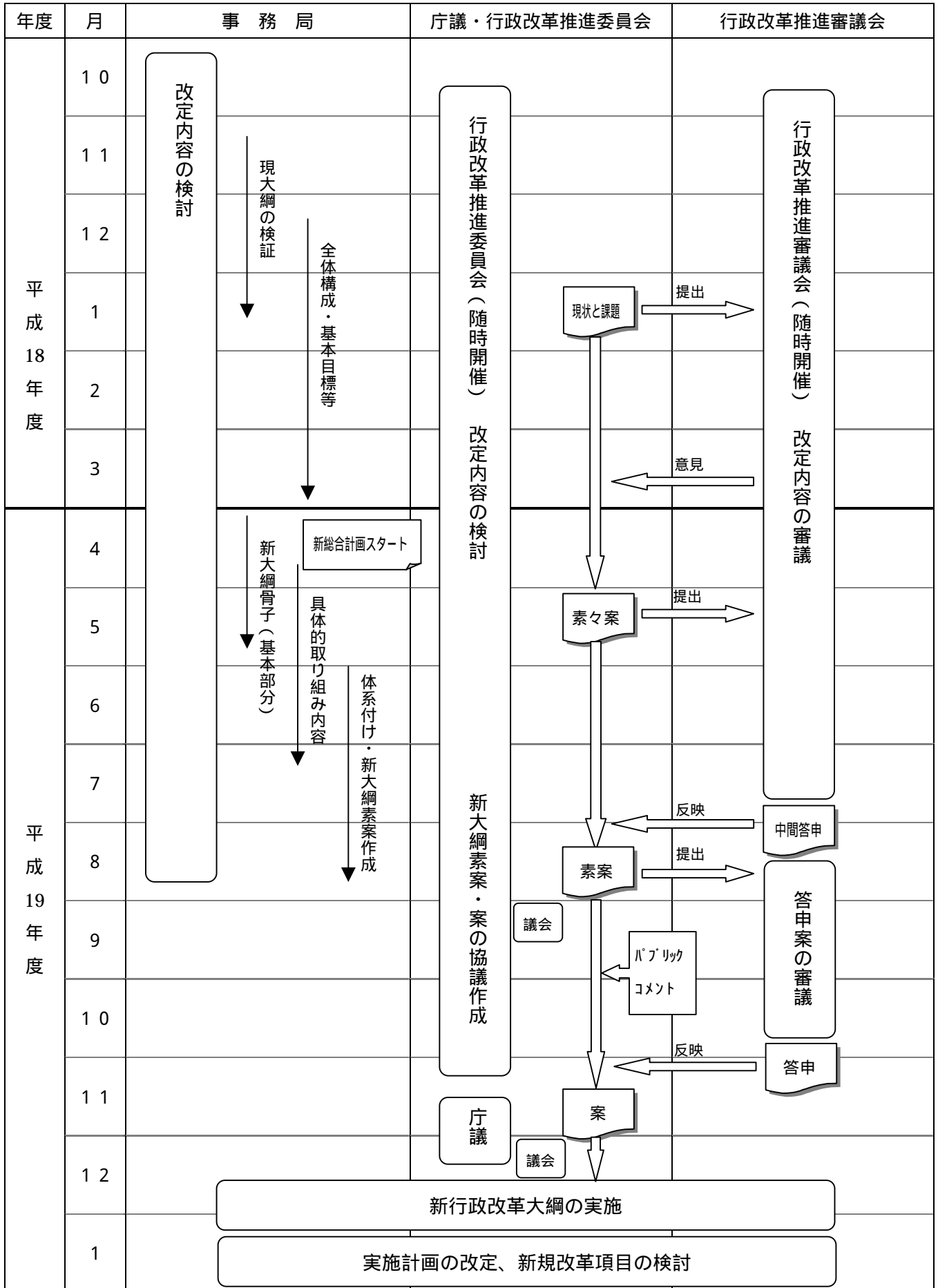
4. 見直しの推進体制

各段階で事務局素案を行政改革推進委員会にて審議、その上で行政改革推進審議会に諮り、意見をいただきながら進行する。
 また、審議会においては、集中審議のために部会を設置することも検討する。

5. 実施計画

現在実施計画において取り組み中の各改革項目については、継続して取り組むこととし、新大綱の構成内容により再編する。
 平成20年度から取り組む新たな改革項目については、新大綱に従って検討し、実施計画に掲載する。

6. 大綱改定スケジュール(案)



行政改革大綱の改定に関する部会の設置について（案）

（設置）

第1 長野市行政改革推進審議会（以下「審議会」という。）の専門部会として、審議会条例第7条の規定に基づき、行政改革大綱改定検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

（任務）

第2 部会は、次の各号に掲げる事項の調査及び審議を行い、審議会に報告する。

- (1) 行政改革大綱の取り組み状況及び課題に関すること。
- (2) 行政改革大綱の改定に関すること。

（組織）

第3 部会員は審議会委員の中から審議会会長の任命により、8名以内を選出する。

（部会長及び副部会長）

第4 部会に部会長及び副部会長を置くこととし、部会員の中から審議会会長が任命する。

- 2 部会長は、必要に応じて部会を招集し、これを主宰する。
- 3 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

（関係者の出席）

第5 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

（庶務）

第6 部会の庶務は、行政改革推進局が行う。

参考（長野市行政改革推進審議会条例）

（専門部会）

第7条 審議会に、特定事項の調査のため、必要に応じ専門部会を設置することができる。